**駿台E. S. S. (THE SUNDAI E.S.S.)　会則**

**第１章 総　則**

**第１条 本会は駿台E.S.S.(明治大学英語部OB会、英文名THE SUNDAI E.S.S)と称する。**

**第２条 本会は会員相互の親睦を図り、明治大学英語部（E.S.S.）を援助し英語部の発展を通して社会に貢献し、更なる歴史が継承されることを目的とし、その目的達成に必要な事業を行う。**

**第３条　本会は事務局を事務局長居住地に置くが、必要に応じてその他の役員の居住地に事務局を置くことができる。**

**第２章　会　員**

**第４条　本会は明治大学英語部(E.S.S.)出身者及び本会の趣旨に賛同し役員会において認められた者を以って組織する。　会員は原則大学卒業と同時に会員の資格を有する。但し、辞退の際は事前に事務局に申し出ることとする。**

**第５条　会員は会の目的達成のために所定の年会費を納入するものとする。**

**年会費に関する規定は役員会にて定める。**

**第３章　役　員**

**第６条　本会に次の役員を置く。**

**会長　　　　　　１名**

**副会長　　　　　２名**

**事務局長　　　　１名**

**[幹 事]**

**総務・広報担当　２名**

**会計担当　　　　１名**

**現役連絡担当　　１名**

**事業担当　　　　２名**

**無任所　　　　　２名**

**役員数は最大１２名とする。**

**第７条　各役員の職務、担当は次の通りとする。**

**会長：本会を代表し会務を総括する。**

**副会長：会長を補佐し、会長に事故ある時は　互選によってその職務を代理し会長欠員の時はその職務を行う。副会長の内いずれか１名は大学当局との窓口担当を兼務する。**

**事務局長：会長及び副会長を補佐し幹事と協力し会の運営実務を統括する。**

**[ 幹 事 ]**

**総務・広報担当：OBとの連絡・広報、本会の連絡網・HP管理など**

**会計担当：出納、予算、決算業務**

**現役窓口担当：現役E.S.S.との連絡、適宜情報交換を行う。**

**事業担当：事業活動、イベントの企画運営**

**無任所：担当職務は無いが必要に応じ多忙業務の適時支援を行う**

**第８条　会計は役員の中から１名を互選する**

**第９条 役員は役員会に出席しその審議並びに決議に参与し、本会の事業を推進する。**

**第１０条 会計監事を１名役員以外から選任する。**

**第１１条　会計監事は本会の該当年度の会計監査を行う。**

**第１２条　役員、会計監事は自薦、他薦を問わず任期直前の総会に立候補でき、当総会において選任の承認決議を受けるものとする。**

**第１３条　役員、会計監事の任期は２年とし、その期間は選任決議の承認を受けた総会から２年後の総会終結までとする。但し役員の兼任・再任、会計監事の再任は妨げない。**

**２．補欠又は増員により選任された役員、会計監事の任期は、前任者又は現任者の残存期間とする。**

**第１４条　本会は名誉顧問を置くことができる。役員会が会長経験者を推挙し委嘱、総会**

**にて報告する**

**第４章　　アドバイザー(顧問)制度**

**第１５条　役員会は会員の中から若干名のアドバイザーを推薦し任命することができる。**

**第１６条　アドバイザーの役割は会員を代表して大所，高所から役員会に助言、提言を行うこと。**

**第１７条　アドバイザーは役員会の要請により又本人の意思により役員会に出席し発言ができるものとする。但し議決権は有しない。**

**第１８条　アドバイザーの任期は２年とする。**

**第５章 会　議**

**第１９条　本会の会議は会員総会及び役員会とする。会議は会長がこれを招集し、その議長となる。　但し、議長は会長に委任された副会長又は事務局長が行うことも妨げない。**

**第２０条　総会は毎年最低１回開会するが会長が必要と認めた時も開会できる。**

**第２１条　役員会は事業達成のために最低３ヶ月に１回開催するものとする。**

**第２２条　現役生の駿台E.S.S.担当役員及び現役生コミティーが.役員会に出席することを歓迎する。都合により代理役の出席も妨げない。**

**第２３条　総会に於いて決議または報告を要する事項は次の通りとする。**

**１．予算収支及び事業計画**

**２．収支決算及び事業報告**

**３．役員の選任及び解任**

**４．会則の変更**

**５．解散**

**６．その他会長が必要と認めた事項**

**但し期中おける緊急事項については役員会で議決することを認める。**

**第２４条　総会の議事は出席者の過半数で決し可否同数のときは議長がこれを決する**

**第２５条　役員会において議決または報告する事項は次の通りとする。**

**１．総会に提出する議案**

**２．会員の入会及び除名に関する事項**

**３．その他会長が必要と認めた事項**

**第２６条　役員会は構成員の過半数の出席によって成立する。**

**第２７条　役員会の議決は出席者の過半数で決し可否同数のときは議長がこれを決する。**

**第６章　会　計**

**第２８条　本会の事業年度は10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。**

**第２９条　本会の経費は年会費、臨時会費、賛助費及びその他の収入を以ってこれに充てる。**

**第３０条　会計の正確を期すため出納管理に関する規定を役員会にて定める。**

**第７章　雑　則**

**第３１条　会員でその体面を汚し又は本会の目的に反する行為あるものは、総会の議決で除名または会員資格を停止することが出来る。**

**第３２条　会員はその住所、氏名、職業他最新の名簿に記載されている事項を変更した時は事務局長または名簿・連絡網担当役員に連絡する。**

**附　則**

**本会則は平成22年3月23日より実施する。**

**本会則は平成２６年１１月２９日より実施する。**

**本会則は平成２７年１１月１８日より実施する。**

**本会則は平成２８年１２月１０日より実施する。**